

岐阜県労働保険指導協会だより

令和2年秋号

雇用保険の特例措置

p2

失業等給付が手厚くなる場合があります

新型コロナウィルス感染症

事業主・労働者のための

p3

国の支援(事業資金・労働環境改善)

法改正

p4~5

従業員の発症(疑い)に備えて

新型コロナウィルス感染症のQ&A

p6~7

施行日順の改正一覧表でチェック

事業主が押さえておきたい労務関係の法改正

社会保険

p8

今月の深堀り知識

子の看護休暇・介護休暇

時間単位の取得が可能

p8

社会保険に加入しましょう



令和2年第2期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



高齢労働者の
雇用保険料の徴収を
お忘れなく

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

📞 058-201-0153

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」

社会保険に加入しましょう



労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入)

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります。
(詳細7ページ)



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

64歳以上の方の
雇用保険料の
徴収がスタート。



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入)

当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

健康保険・厚生年金のお手続き

就業規則や労使協定の作成及び届出

助成金の申請

労務相談

給与計算、等



社会保険労務士33名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、
津久井美知子、塙島英和、西拓也、
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、
宮山隼輔、館野真一、山崎勝則、
菱野義将、山崎千恵理、山本均、
小山真史、有田公明、
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、
竹内俊介、大代淳、榎原庄二、
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、
林浩太、山本隆史、神長寛人、
江本亜美

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索



西村治彦の日記

検索

詳しくは当会まで



058-201-0153

岐阜県労働保険指導協会

検索



今月の深堀り知識

令和3年1月より「子の看護休暇・介護休暇が…
時間単位で取得できるようになります」が…

- ①有給ですか？無給ですか？
- ②仕事内容上、時間単位の取得が難しい
のですが、どうしたらよいですか？

関連記事：直近の労務関係の法改正（7ページ）

A① 休暇を取得した場合、有給ですか？無給ですか？

労働者が、子の看護休暇・介護休暇を取得して
労務を提供しない日や時間について、事業主

が給与を支払う義務はありません。中には、失効年次有
給休暇を利用する（失効年休積立制度）など、一定の範
囲で有給としている企業もあります。休暇取得時の賃金
の支払いの有無について、就業規則等に定めましょう。

A② 仕事の内容上、時間単位の取得が難しいのですが、
どうしたらよいですか？

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得するこ
とが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することによ
り、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する
労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、
労使で十分に話し合って決めてください。

労使協定により時間単位での休暇取得ができないこと
となった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇
取得を認めるように配慮をしましょう。



改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページ
をご覧ください。

